（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　［同上］
［略］　［略］　［略］ 第二十四条第一項第一号　及び住所　、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。） ［略］　［略］　［略］	［同上］　［同上］　［同上］ 第二十四条第一項第一号　及び住所　、住所及び基礎年金番号 ［同上］　［同上］　［同上］
（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第四条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第四条**　［同上］
［略］　［略］　［略］ 第三十一条第一項第一号　及び住所　、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規	［同上］　［同上］　［同上］ 第三十一条第一項第一号　及び住所　、住所及び基礎年金番号